

化学物質を取り扱う事業主の皆さまへ

女性労働基準規則の一部が改正されます

平成26年8月25日公布
11月1日施行

改正のポイント

労働安全衛生法施行令等の一部改正により、妊娠や出産・授乳機能に影響のある26の化学物質（裏面参照）のうち、**スチレン**、**テトラクロロエチレン（別名パークロルエチレン）**、**トリクロロエチレン**が「有機溶剤中毒予防規則の措置対象物質」から「特定化学物質障害予防規則の措置対象物質」となります。

これにより、女性労働基準規則においてもこれらの3物質については、特定化学物質障害予防規則の規定による作業環境測定の結果の評価により、第三管理区分に区分された屋内作業場における業務が就業禁止の対象となります。

女性労働基準規則において女性労働者の就業を禁止する業務

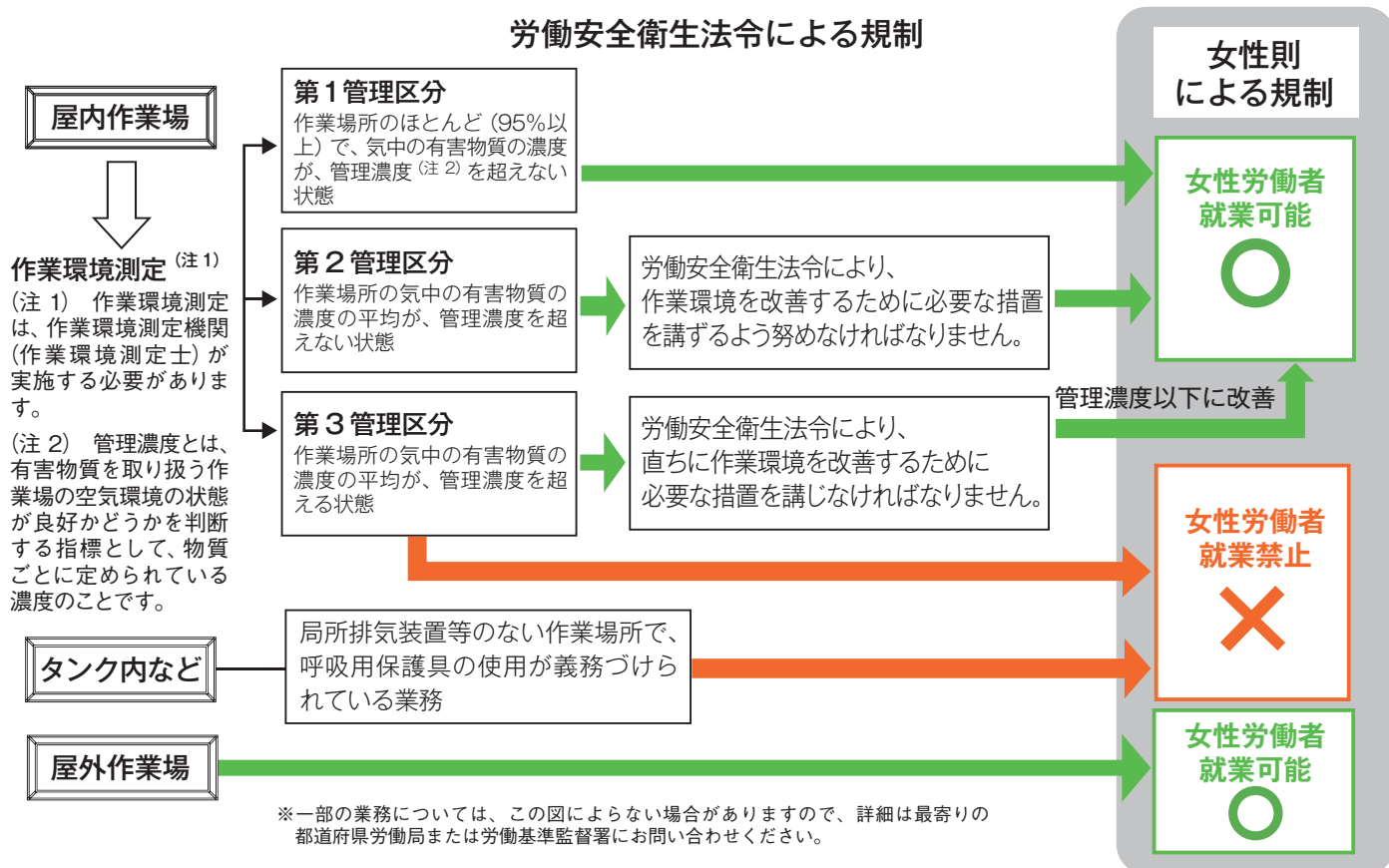
- 労働安全衛生法令に基づく作業環境測定を行い、「**第3管理区分**（下記参照）」となった屋内作業場での全ての業務



- タンク、船倉内などで規制対象の化学物質を取り扱う業務で、呼吸用保護具の使用が義務づけられているもの



労働安全衛生法令と女性則の関係（概要）



改正女性則による就業制限対象物質と管理濃度

以下の 26 の物質が規制の対象となります。これらは同時に、労働安全衛生法に基づく「特定化学物質障害予防規則」「有機溶剤中毒予防規則」「鉛中毒予防規則」の適用を受けます。

事業主は、女性則に基づく措置とは別に、労働安全衛生法令に基づき、局所排気装置等による発散抑制措置、作業主任者の選任、作業環境測定、健康診断などを実施してください。

特定化学物質障害予防規則の適用を受けるもの		管理濃度
1	塩素化ビフェニル(PCB)	0.01 mg / m ³
2	アクリルアミド	0.1 mg / m ³
3	エチルベンゼン	20ppm
4	エチレンイミン	0.05ppm
5	エチレンオキシド	1ppm
※2	6 カドミウム化合物	0.05 mg / m ³
※2	7 クロム酸塩	0.05 mg / m ³
※2	8 五酸化バナジウム	0.03 mg / m ³
※2	9 水銀およびその無機化合物 (硫化水銀を除く)	0.025 mg / m ³
※2	10 塩化ニッケル(Ⅱ)(粉状のものに限る)	0.1 mg / m ³
※1	11 スチレン	20ppm
※1	12 テトラクロロエチレン(パークロルエチレン)	50ppm
※1	13 トリクロロエチレン	10ppm
※2	14 砒素化合物 (アルシンと砒化ガリウムを除く)	0.003 mg / m ³
※2	15 ペータープロピオラクトン	0.5ppm

16	ペンタクロルフェノール(PCP) およびそのナトリウム塩	0.5 mg / m ³
17	マンガン (注) マンガン化合物は対象となりません。	0.2 mg / m ³

鉛中毒予防規則の適用を受けるもの		管理濃度
18	鉛およびその化合物	0.05 mg / m ³

有機溶剤中毒予防規則の適用を受けるもの		管理濃度
19	エチレングリコールモノエチルエーテル (セロソルブ)	5ppm
20	エチレングリコールモノエチルエーテル アセテート(セロソルブアセテート)	5ppm
21	エチレングリコールモノメチルエーテル (メチルセロソルブ)	0.1ppm
22	キシレン	50ppm
23	N, N-ジメチルホルムアミド	10ppm
24	トルエン	20ppm
25	二硫化炭素	1ppm
26	メタノール	200ppm

※1 平成26年11月1日からスチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレンが有機溶剤中毒予防規則の措置対象物質から特定化学物質障害予防規則の措置対象物質になります(赤枠)。なお、これらの物質については特別有機溶剤として、特化則において準用する有機則の規定の適用を受けます。

※2 カドミウム、クロム、バナジウム、ニッケル、砒素の金属単体は対象となりません。

※ 上記 3、11～13、19～26 の物質を含む有機溶剤の混合物について、作業環境測定及び評価を行った結果、第3管理区分に区分された屋内作業場における業務については、それぞれの物質の測定値が当該物質の管理濃度以下であっても、女性労働者を就労させてはいけません。

●改正条文、施行通達などは厚生労働省のホームページをご覧ください。

▶http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/h24-78.html

トップページ
「分野別の政策」雇用・労働 ▶ 雇用均等 ▶ 労働者の方へ ▶ 働く女性の母性管理について ▶ 働く女性の母性健康管理措置、母性保護規定について

注意事項

1. 化学物質が発散する場所での女性労働者の就業禁止は、妊娠の有無、年齢などにかかわらず、全ての女性労働者が対象になります。
2. 女性労働者が就業可能な作業環境であるにもかかわらず、そこで仕事をさせないことは、女性の就業の場を必要以上に狭めることになります。事業主は、このようなことがないようにしなければなりません。

●お問い合わせは、都道府県労働局または労働基準監督署まで

所在案内はこちら ▶ <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/>

厚労省トップページ ▶ 厚生労働省からのご案内「所在地案内」